

契 約 一 覧 表(随意契約)

平成26年4月分

件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	落札率(%)	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
NHK放送受信料	H26.4.1	1,937,893	随意	1,937,893	100.00%	規程第18条第1項第1号	東京都渋谷区富ヶ谷1-18-4 アビスタビル2F NHK営業サービス株式会社	
業務管理システム及び債権管理システムに係るアプリケーション保守業務委託契約一式	H26.4.1	33,588,000	随意	33,649,862	99.82%	規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
コールセンターシステム(電話基盤)関連機器及びソフトウェアに係る保守業務委託契約一式	H26.4.1	18,182,880	随意	18,190,397	99.96%	規程第18条第1項第1号	東京都文京区後楽1-7-27 後楽鹿島ビル 株式会社富士通マーケティング	
コールセンターシステム(電話基盤・CRMシステム)に係るアプリケーション保守業務委託契約	H26.4.1	20,852,640	随意	20,859,768	99.97%	規程第18条第1項第1号	東京都文京区後楽1-7-27 後楽鹿島ビル 株式会社富士通マーケティング	
判例秘書INTERNET利用契約一式	H26.4.1	26,853,120	随意	31,246,560	85.94%	規程第18条第1項第1号	東京都港区南青山2-16-8 株式会社エル・アイ・シー	
北千住指定相談所事務委託	H26.4.1	1,080,000	随意	1,080,000	100.00%	規程第18条第1項第1号	東京都千代田区霞が関1-1-3 東京弁護士会	
渋谷指定相談所事務委託	H26.4.1	1,620,000	随意	1,620,000	100.00%	規程第18条第1項第1号	東京都渋谷区神南1-22-8 渋谷東日本ビル5階 弁護士法人渋谷シビック法律事務所	
岡山地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H26.4.1	1,747,852	随意	1,747,852	100.00%	規程第18条第1項第1号	大阪府柏原市大字雁多尾畑6279番地 有限会社三樹	
山形地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H26.4.1	1,217,250	随意	1,217,250	100.00%	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
本部借上宿舎賃貸借契約	H26.4.1	1,949,970	随意	1,949,970	100.00%	規程第18条第1項第1号	東京都杉並区永福町4-1-4 株式会社アットハウジング	
千葉地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H26.4.1	1,831,180	随意	1,831,180	100.00%	規程第18条第1項第2号	千葉県浦安市富士見5-17-9 合同会社泉屋	
仙台コールセンター借上宿舎賃貸借契約	H26.4.1	2,304,375	随意	2,304,375	100.00%	規程第18条第1項第3号	宮城県仙台市宮城野区1-6 株式会社エスコム	
茨城地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H26.4.1	1,623,000	随意	1,623,000	100.00%	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
岐阜地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H26.4.1	1,563,690	随意	1,563,690	100.00%	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
東京地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H26.4.1	2,579,250	随意	2,579,250	100.00%	規程第18条第1項第1号	東京都豊島区豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60-41階 株式会社 ハウスメイトパートナーズ	
長野地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H26.4.9	1,763,600	随意	1,763,600	100.00%	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建物管理株式会社	
償還金自動払込対象金融機関拡大対応改修に係る開発作業委託契約一式	H26.4.23	132,840,000	随意	133,441,862	99.55%	規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
合 計		253,534,700						

○会計規程

(契約の方法)

第15条 売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、公告して申込みをさせることにより競争に付きなければならない。

2 競争に加わろうとする者に必要な資格及び競争について必要な事項は、別に定める。

(入札の原則)

第16条 前条による競争は、入札の方法をもって行われなければならない。

(指名競争)

第17条 第15条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、指名競争に付する。

- (1) 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争による必要がないとき。
- (2) 一般競争によることが不利と認められるとき。
- (3) その他事業運営上特に必要があるとき。

(随意契約)

第18条 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、随意契約による。

- (1) 契約の性質又は目的が競争に適しないとき。
 - (2) 緊急の必要により競争入札によることができないとき。
 - (3) 競争入札によることが不利と認められるとき。
- 2 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、随意契約によることができる。
- (1) 契約の予定価格が少額であるとき。
 - (2) その他事業運営上特に必要があるとき。

○契約事務取扱細則

(随意契約によることができる場合)

第23条 規程第18条第2項第1号の規定により随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1)～(6)省略
- 2 規程第18条第2項第2号の規定により随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。
 - (1) 外国で契約をする場合
 - (2) 国、地方公共団体、国立大学法人及び独立行政法人と契約する場合
 - (3) 競争に付しても入札者がいないとき又は再度の入札に付しても落札者がいない場合
 - (4) 落札者が契約を結ばない場合

(随意契約の公表)

第25条 次の各号に該当する随意契約については、契約の目的、金額、日付、相手方等契約の内容及び随意契約によることとした理由を公表するものとする。

- (1) 予定価格が250万円を超える工事又は製造
- (2) 予定価格が160万円を超える財産の買入れ
- (3) 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超える物件の借入れ
- (4) 予定価格が100万円を超える役務
- (5) 前各号に準じて、理事長が特に必要があると認めたもの